

号外 第22号 平成 29 年 6 月 13 日(火)

(每週 火·金発行)

#### 目 次

○ストーカー行為等の規制等に関する法律に規定する熊本県公安委 員会の権限に属する事務の熊本県警察本部長等への委任に関する

規則 · · · · · · (警察本部生活安全企画課) 1

○ストーカー行為等の規制等に関する法律事務取扱規則の一部を改

1

#### 登載依頼

### 熊本県公安委員会規則第11号

ストーカー行為等の規制等に関する法律に規定する熊本県公安委員会の権限に属する事 務の熊本県警察本部長等への委任に関する規則を次のように定める。

平成29年6月13日

熊本県公安委員会委員長 永田 浩夫 ストーカー行為等の規制等に関する法律に規定する熊本県公安委員会の権限に属す る事務の熊本県警察本部長等への委任に関する規則

(趣旨)

- この規則は、ストーカー行為等の規制等に関する法律(平成12年法律第81号。 第1条 「法」という。) 第17条第1項の規定に基づき、熊本県公安委員会の権限に属す る事務の委任に関し必要な事項を定めるものとする。
  - (警察本部長への事務の委任)
  - 次に掲げる事務は、熊本県警察本部長に委任する。 (1) 法第5条第1項の規定による命令
  - (2) 前号に掲げる命令をしようとする場合の聴聞 (3) 法第5条第3項の規定による命令
  - (4) 前号に掲げる命令に係る法第5条第3項に規定する意見の聴取 第1号及び第3号に掲げる命令に係る法第5条第6項又は第7項の規定による通知
  - (6) 法第5条第9項の規定による禁止命令等の有効期間の延長の処分
  - 前号に掲げる延長の処分をしようとする場合の聴聞 (7)
  - 第6号に掲げる延長の処分に係る法第5条第10項において読み替えて準用する同 条第6項又は第7項の規定による通知
  - (9) 法第13条第2項の規定による報告徴収等
  - (警察署長への事務の委任)
- 次に掲げる事務は、警察署長に委任する。 第3条
  - (1) 法第5条第3項の規定による命令
  - (2) 前号に掲げる命令に係る法第5条第6項又は第7項の規定による通知
  - (3) 法第13条第2項の規定による報告徴収等(第1号に掲げる命令をするために行う ものに限る。) 附 則
  - この規則は、平成29年6月14日から施行する。

#### 熊本県公安委員会規則第13号

ストーカー行為等の規制等に関する法律事務取扱規則の一部を改正する規則を次のよう に定める。

平成29年6月13日

熊本県公安委員会委員長

ストーカー行為等の規制等に関する法律事務取扱規則の一部を改正する規則 ストーカー行為等の規制等に関する法律事務取扱規則(平成12年熊本県公安委員会規 則第13号)の一部を次のように改正する。

第2条中「法第5条第1項に規定する禁止命令等」を「次に掲げる処分(熊本県警察本部長(以下「警察本部長」という。)が職権でするものに限る。)」に改め、「(法第4条第1項の申出をした者から申出があった場合を除く。)」を削り、生活安全企画課長の次に「(以下「生活安全企画課長」という。)」を加え、「公安委員会」を「警察本部長」

- に改め、同条に次の各号を加える。 (1) 法第5条第1項の規定による命令 (2) 法第5条第3項の規定による命令

  - (3) 法第5条第9項の規定による禁止命令等の有効期間の延長の処分 第2条に次の1項を加える。
- 生活安全企画課長は、前項の処分を必要とする事案が判明したときは、遅滞なく、禁 止命令等上申書により、警察本部長に上申するものとする。 第3条の見出し中「禁止等命令書管理簿」を「禁止等命令書等管理簿」に改め、同条中

「公安委員会」を「警察本部長」に、「禁止命令等」を「命令、同条第3項の規定による命令(警察署長がしたものを含む。)及び同条第9項の規定による禁止命令等の有効期間の延長の処分」に、「禁止等命令書管理簿」を「禁止等命令書等管理簿」に改める。

第4条を削る。

別記様式第1号を次のように改める。

別記様式第1号(第2条関係)

第 年 月 熊 日

熊本県警察本部長 殿

所属長

## 禁止命令等上申書

次のとおりストーカー行為等の規制等に関する法律(平成12年法律第81号。 命令 以下「法」という。)第5条第 項の規定による禁止命令等の有効期間の延長の処分 を必要とする事案が判明したので上申する。

禁止命令等を必要とする者(延長の	住所等								
処分にあっては命令に係る法第3条	氏 名								
の規定に違反する 行為をした者)	生年月日			年	月	日生	(	歳)	
NI triangle	住 戼								
法第3条の規定 に違反する行為 の相手方	居 彦								
	氏 名								
有効期間の延長 の処分を必要と	命令番号	•				号			
する命令	有効期間		年	月		日から	年	月	日まで
禁止命令等を必 要とする理由(延 長の処分の処長の で必要とする を必要とする 由)									
行為をなすに至 った動機									
事実の疎明資料	別添のと	おり							
その他参考事項									

別記様式第2号を次のように改める。

### 別記様式第2号(第3条関係)

# 禁止等命令書等管理簿

番号	申出(上申)日	受理(上申)署	行為者氏名	命令等の種別	禁止命令(延長処分)番号
				禁止命令	
		一 行為種別(号)	被害者氏名	── 緊急禁止命令 ── (警察本部長·警察署長)	 有効期間
	申出・上申	1.2.3.4.5.6.7.8		延長の処分	~
	申出(上申)日	受理(上申)署	 行為者氏名	が	
	中山(工中/日	文理(工中/有	刊荷有风石	サーザン サンタ サンド サンド サンド サンド サンド サンド サンド サンド サンド・アイン サンド・アイン アイ・アイン アイ・アイ・アイン アイ・アイン アイ・アイ・アイン アイ・アイン アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・アイン アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・ア	示正叩下(些文处刀) 街方
				緊急禁止命令	
	<b>.</b>	行為種別(号)	被害者氏名	※応示エ叩っ (警察本部長・警察署長)	有効期間
	申出・上申	1.2.3.4.5.6.7.8		延長の処分	~
	申出(上申)日	受理(上申)署	行為者氏名	命令等の種別	禁止命令(延長処分)番号
				禁止命令	
		一 行為種別(号)	 被害者氏名	型 緊急禁止命令 (数字+ 数字 要	 有効期間
	申出・上申	1.2.3.4.5.6.7.8			~
	<b>-</b> 112 1 2 1 2 1		y= v -+	延長の処分	
	申出(上申)日	受理(上申)署	行為者氏名	命令等の種別	禁止命令(延長処分)番号
				禁止命令	
		行為種別(号)	被害者氏名	── 緊急禁止命令 (警察本部長・警察署長)	有効期間
	申出・上申	1 • 2 • 3 • 4 • 5 • 6 • 7 • 8		延長の処分	~
	申出(上申)日	受理(上申)署	行為者氏名	命令等の種別	禁止命令(延長処分)番号
-		***************************************		禁止命令	***************************************
		行為種別(号)	被害者氏名	緊急禁止命令	 有効期間
	申出・上申	1.2.3.4.5.6.7.8	IX I I I	(警察本部長·警察署長) 	~
	1.074.1.			延長の処分	
	申出(上申)日	受理(上申)署	行為者氏名	命令等の種別	禁止命令(延長処分)番号
				禁止命令	
		行為種別(号)	被害者氏名	── 緊急禁止命令 ── (警察本部長·警察署長)	有効期間
	申出・上申	1.2.3.4.5.6.7.8		延長の処分	~
	申出(上申)日	受理(上申)署	行為者氏名	命令等の種別	禁止命令(延長処分)番号
	***************************************	20022200222002220022200222002220022200222002220022		禁止命令	
		行為種別(号)	 被害者氏名	緊急禁止命令	
	申出・上申		<u> </u>		***************************************
	1.1	1.2.3.4.5.6.7.8		延長の処分	~
	申出(上申)日	受理(上申)署	行為者氏名	命令等の種別	禁止命令(延長処分)番号
				禁止命令	
		行為種別(号)	被害者氏名	緊急禁止命令 (警察本部長·警察署長)	有効期間
	申出・上申	1-2-3-4-5-6-7-8		延長の処分	~
	申出(上申)日	受理(上申)署	 行為者氏名	命令等の種別	禁止命令(延長処分)番号
-	***************************************			禁止命令	
		行为籍则(P)	<b>加宝老氏</b> 夕		右外知問
	申出・上申	行為種別(号)	被害者氏名 	(警察本部長・警察署長)	有効期間
_		1.2.3.4.5.6.7.8		延長の処分	~

別記様式第3号を削る。
別記様式第3号を削る。 附 則 この規則は、平成29年6月14日から施行する。